

当総務委員会に付託された案件については、9月6日、午前9時30分から、及び9月17日、午後2時45分から、いずれも全員協議会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

議案第63号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

条例施行が平成27年4月1日に対し、なぜ、この時期に条例制定をするのか。とに対し、

当議案の議決後、指定管理者を10月から募集し、1月に審査、選定後、3月議会で指定管理者決定の議案を上程したいと考えております。

その後、常時公開まで約1年間ありますが、決定した指定管理者と建物の運営プランなど準備を進めるため、できるだけ長い期間をとっています。とのこと。

この条例制定が可決されると、先日、示された赤レンガ建物整備基本設計についても、議会として賛同したことになるのか。とに対し、

この条例は、あくまでも施設の設置条例であり、この条例の可決が改修工事の整備費を確定させるものではありません。とのこと。

この条例には、「常設展示室、クラブハウス、ゲストハウスその他の施設を置く」と、具体的な内容まで挙げられているが、整備計画も含めた形での審議が必要か。とに対し、

施設としては、建物に常設展示室、クラブハウス、ゲストハウス等を設置する計画ではありますが、整備計画を確定させるものではありません。とのこと。

これまで、どれだけの費用がかかり、また、今後、毎年指定管理料や維持管理費など、どれくらいを想定しているか。とに対し、

今までにかかった費用は、古い建物であったため、補修等に費用をかけており、緊急雇用創出事業による国庫補助事業分を差し引き、市の支出は、約1億3千8百万円がこの建物の補修、修繕、設計に使われております。指定管理料については、既に指定管理を実施している施設の状況から約5千万円から8千万円と試算しております。とのこと。

パブリックコメントを8月末まで実施し、その結果もまとまらないうちの条例制定だが、パブリックコメントとの整合性がとれていないのではないか。なぜ条例制定を急ぐのか。とに対し、

パブリックコメントは、観光拠点として整備することに対してのご意見を募集しており、この設置条例とは直接、関係するものではありません。また、今回、条例制定を議案とした理由として、平成26年度末までに整備をすれば、国から約40パーセントの補助を受けられるため、その期間内に整備工事をするには意味があることと考えております。とのこと。

常時公開予定の平成27年4月が遅れることはあり得るのか。とに対し、この後、2020年のオリンピックが東京開催で決定されると、資材の高騰や職人不足が顕著になることが業界で言われており、常時公開日が遅れる可能性はゼロではないと思っております。とのこと。

市が投資をして、内容を考えてくれる業者をこれから探すということだが、指定管理者にリスクはないのか。とに対し、

指定管理者も事業の企画提案に対して、一定の責任を負うリスクはあると思っております。マネジメントは市が全く不得手とする部分であり、マネジメントのできる業者が中心となり、より優秀なアイデアをいただき、事業展開をしていくことが必要と思っております。とのこと。

常時公開は今、必要なのか。平成27年に常時公開するという結論が出ていて、議会での議論が遅れている。財政的な面も含めて、もう少し様子を見ながら進めてはどうか。とに対し、

平成8年に市議会でもいろいろな議論があった中で、半田市が土地を購入して建物を無償で頂いた経緯があり、既に20年近い年数が経っております。こうした状況の中、どこかで決断が必要であり、一定の財政の健全化が図られ、借金も減っており、財源的にも基金があるこのタイミングではないかと考えております。また、市長も選挙の3つの柱の中に「教育・子育て」と「防災・減災」と「観光振興」を掲げ、その「観光振興」の中には常時公開の思いもあったと理解しております。とのこと。

もう少しリサーチを重ねたほうがいいのではないか。とに対し、

そうした議論も検討会議の中でしてきました。観光業者など専門家が知多半島全体を見ますと、ゆったりとこの地域の地場産品やその料理、あるいは休憩をとりたいというニーズが高いそうです。この赤レンガ建物は、市内でも非常に立地条件が良く、魅力のあるものを持ってくれば多くの方が中継地や食を求めて来ていただける要素は非常に大きく、魅力的な土地です。とのこと。

工事内容を変更したいなど意見があった場合の対応は。とに対し、
業者決定後、内容に変更が生じた場合、軽微な変更であれば対応できるよ
う設計を組んでいきたいと考えております。とのこと。

条例第16条の利用料金など、ここまで詳しく書かなくてはいけないのか。
とに対し、

利用料金の設定は、上限の設定です。観覧料や施設使用料など指定管理者
との協議の中で設定していきたいと思っております。とのこと。

その後、質疑において、継続して慎重審査する必要があるとの意見が出さ
れたため、討論を省略し、継続審査について挙手により諮った結果、賛成多
数をもって次期定例会まで継続審査することに決定しました。

しかし、9月13日の本会議において、継続審査が否決されたことを受け、
さらに審査を行い、その主な質疑として、

条例第4条に「常設展示、クラブハウス、ゲストハウスその他の施設を置
く」とあるが、ここまで記載してもいいのか。とに対し、

条例第4条については、赤レンガ建物を有効に使っていくため、半田市と
しての基本的性格を定める必要があり、そのための条文だと考えております。
この表現については、パブリックコメントでも市民に公表しておりますが、
具体的な活用をしばることなく、大枠を示したものだと考えております。と
のこと。

条例第13条にある指定管理者による管理でいいのか。半田市のこれまでの
指定管理者の方法は単なる施設管理をゆだねるような形の管理運営と思うが、
今回の指定管理の運営はどうか。とに対し、

観光客の誘致やにぎわいを創出するためには、民間のノウハウを活用する
ことが最良と考えております。赤レンガ建物は、単なる施設管理だけでなく、
半田市で初の観光集客施設となりますので、商業展開や総合企画ができる業
者による効率的で効果的な経営を目指すために指定管理としたいとするもの
です。とのこと。

条例第4条や条例第13条については、パブリックコメントの集計が終わら
ないうちに方向性を出している。また、先回の委員会で条例を定めた場合、
全員協議会資料のとおり、設計がほぼ100パーセントに近い内容で行われ、
軽微なもの以外の大きな変更はできないとのことでした。であれば、市民ニ
ーズ、意見を軽視し、あらかじめ行政内部で決定している内容を認めること

になってしまうのではないかと、とに対し、

これは施設の設置条例であり、建物の法的根拠を明らかにして、施設活用するための条件整備をするものであります。また、指定管理者との協議による施設運営の面や実施設計については、パブリックコメントでいただいた市民ニーズを取り入れていきたいと考えております。とのこと。

条例第4条をパブリックコメント後でも改正でき、そのように流動的な姿勢がとれるのであれば、なぜパブリックコメントの集計後に条例制定しないのか。とに対し、

条例を整備したのち、早期に指定管理者を決定します。27年度の常時公開に向けてPRやイベント企画などの準備を進めていくために、この9月に上程をさせていただいたものです。とのこと。

赤レンガ建物の使い方や外側の部分は、今後1年かけて、決定した指定管理者が具体的に決め、民間の発想で、新たなアイデアが提案されて実施していく考えか。とに対し、

基本的にはその通りですが、敷地内に観光バスが着いたときに食事ができる施設を誘致したいと思っています。半田市の土地を借りていただく形で新たな民間事業者の参入を将来行っていきたい。赤レンガの外周を含めてどのようなあり方が一番魅力的な形になるのかを指定管理者と相談して、そのプランを具体化したいと思っています。とのこと。

今回の条例制定が通れば、少しでも早く指定管理者の選定に入りたいということだが、現実問題として、指定管理者が決定するのはいつか。とに対し、

10月中旬ごろから募集し、10月下旬には応募者の説明会などを開催する予定です。1月下旬ごろに指定管理者選定委員会で候補者が決定しますと3月議会に議案を上程し、ご議決いただければ基本協定を締結していきたいというスケジュールで動いております。とのこと。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。